

## 平成31年度 事業計画

### 【基本方針】

荒尾市と一体的に策定した地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、計画の基本理念でもある地域住民一人ひとりが「主役」となり地域の生活課題を「我が事」としてとらえ、地域の福祉に一人ひとりが世代や分野などを超えて参画していく協働のまちづくりを目指す方針を掲げています。

本会においても、この計画の柱（基本目標）に沿って、取り組みを進めています。住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、生活支援コーディネーターが中心となって、ささえあいの活動推進地区事業の充実、生活支援ボランティアの確保等、地域と連携しながら、住民主体の地域づくりを進めていきます。また、本年度は成年後見センター設置の準備期間として、人員体制を整備し、相談から契約までの迅速な対応を目標に、地域福祉権利擁護事業の契約、及び法人後見受任件数の増加を目指します。併せて将来を見据えて、後見活動を行う市民後見人の養成に向け、養成講座を実施します。

介護サービス及び障がい福祉サービスについては、サービスの担い手不足の解消ため、国の施策として新たな処遇改善加算が本年10月から実施されますが、本会においても十分に検討し、事業を担う職員の安定確保に努めます。また、両サービスの収益は、地域福祉事業の財源となることから、その収益性も意識しながら事業を実施します。

また、3施設（総合福祉センター・ふれあい福祉センター・潮湯）については、本年度から引き続き5年間、指定管理者として管理運営を受託しました。施設の設置目的に沿い市民の利用促進に繋がる施設運営に努めます。

最後に、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしい生活を送ることができるような「地域共生社会」の実現に向けて、地域のささえあいの仕組みづくりを推進してまいります。

### 【各事業の取り組み】

#### 1. 法人本部拠点

#### ◆地域福祉事業

##### （1）第3期地域福祉活動計画に沿った事業実施と検証

本年度は5年間の計画期間の2年目にあたります。計画推進にあたっては、進捗状況について年に1度検証作業を行いながら事業を実施しています。特に計画の評価指標が設定されている成年後見事業と防災ボランティアの養成に関する事項については特に重点的に進めていきます。

計画期間の中盤に差し掛かりますので、後半に展開を予定している事業について

は検討を始めます。

## (2) ささえあい活動推進地区事業

### ○住民相互の見守り活動

現在27地区で実施しており、本年度は31地区での取り組みを目指します。

### ○いきいきサロン

現在57地区で実施しています。荒尾市社協で展開する地域福祉の中核として125行政区全域での取り組みを目指します。本年度は5地区増の62地区での設置を目標に取り組みます。

### ○買い物支援

現在18地区で実施しており、本年度は20地区での取り組みを目指します。

### ○日常生活支援

現在5地区で実施しており、本年度は6地区での取り組みを目指します。

### ○子ども、子育てサロン

長期休暇中の学習支援や、季節の行事、親を対象とした集い、子ども食堂の活動など幅広い実施形態で取り組まれています。現在7地区で取り組んでおり、社協からはフードバンク事業等とのマッチングを図りながら支援をしています。本年度は1地区増の8地区での取り組みを目標としています。

### ○移送支援（新規）

移送手段を持たない高齢者は、サロン・病院・市役所などへの移送ニーズが高いことから、本年度は新たな移送手段の開発に向け検討を始めます。

### ○認知症声かけ・見守り訓練の実施

現在は井手川地区でのみ実施しています。本年度についてはすでに有明地区で実施することが決定しており、更に年度内にもう1地区増やすことで、本年度は3地区実施を目指します。また、新たに訓練に取り組んでいただけるよう地域に向けた啓発活動も行っていきます。

### ○買い物ツアー

昨年度は実施初年度でしたが、5地区で取り組みが広がりました。本年度は5地区増の10地区での取り組みを目指します。

### ○ささえあい活動推進地区交流会の実施

ささえあい活動に取り組む地区を対象に交流会を実施し、意見や情報交換の機会を提供します。本年度も1回の開催を予定しています。交流会の際にはささえあい活動におけるメニューの説明を行い、地域での取り組みが広がるよう啓発を

行います。

### (3) 福祉委員の見守り活動

福祉委員については本年度が任期満了の年となります。区長や民生委員などの地域の役員等のなり手不足が深刻ですが、福祉委員についても同様です。そのようなことを勘案し、今回の改選では欠員数が減少するよう地域への働きかけを行います。

### (4) 地域における福祉教育の啓発（ささえあい活動の啓発）

4名の生活支援コーディネーターを配置し、地域に出向き「ささえあい活動説明会」「座談会」等を展開しています。本年度は年間50回の説明会開催を目指し、地域住民にささえあい活動の必要性及び重要性について啓発を行います。

### (5) 歳末たすけあい事業の実施

#### ○地域活動特別助成

歳末時に地域の交流活動を行う区や団体に対する材料費購入のための助成を行っています。助成希望地区が増加しているため本年度は新たな助成の在り方を検討します。

#### ○年賀状送付事業助成

昨年度に申し込み数が増加したため、本年度については予算を増額し対応します。

### (6) 介護予防・生活支援体制整備事業

#### （生活支援コーディネーター業務）の受託

生活支援コーディネーターを4名配置して、地域資源の創出と、その地域資源を活用したさまざまなインフォーマルサービスをニーズに基づき創出していきます。

移送支援や買い物支援などのサービス開始を目標に事業を展開していきます。また、地域の社会資源の情報が古くなってきているため、再度調査を行い、最新の状態に更新する作業も実施します。

### (7) 地域介護予防支援事業（地域における貯筋体操実施の支援）

#### ○公民館での貯筋体操の指導

これまで年に5地区の開始を目標に事業を進めてきた結果、他の団体が行う体操教室を含めると荒尾市内の多くの地区公民館で介護予防体操教室が実施されている状況になりました。本年度は、現在働きかけている3地区での開始を目標に事業を進めていきます。

また、有明地域リハビリテーション広域支援センターの理学療法士と連携し、年に6地区を選定し、体力測定の結果報告と転倒予防の講座を行い、地域住民に

対し、改めて介護予防の必要性を訴えます。

#### ○はつらつ貯筋体操教室の開催

公民館がない地域にお住まいの方や地域になじめない方を対象に、週に1回、総合福祉センターで貯筋体操教室を実施しています。本年度は第3期生を募集し、さらなる充実を図ります。

#### ○貯筋体操交流会

介護予防の講座や意見交換などを実施し、モチベーションアップを図ります。昨年度に実施した際のアンケート結果を基に、本年度の交流会の内容については改善をしていきます。

#### ○潮湯における介護予防体操教室（新規）

潮湯において利用者の満足度向上策の一環として貯筋体操教室を開始します。

#### ○地域介護予防支援事業サポーター養成講座（新規）

自主活動の中心となり活動いただけるサポーターを養成する講座を実施します。4回の講座を実施し、介護予防の知識を高め、サポーターとしてのノウハウを身につけていただき、自主運営の継続を支援していきます。

### （8）総合事業通所型サービスC

#### ○総合事業通所型サービスCの実施

要支援対象者等に対し、在宅での生活が可能となるよう、6ヶ月間のプログラムによる日常生活機能訓練を行います。昨年度は利用者数が3名と少なかったことから、関係機関との連携を図り、利用者の獲得に努めます。

#### ○総合事業通所型サービスC 卒業者に向けた体操教室（新規）

通所型サービスCの利用者が6ヶ月で修了されるため、卒業者の受け皿として卒業教室を実施します。社協が実施するC型の卒業者だけでなく、他の事業所を卒業された方の受け入れも行い、取り組みを進めます。

## ◆ボランティアセンター事業

### （1）コーディネート機能の強化

今後もさらにボランティアに対するニーズは高まると予想されることから、ボランティアのコーディネート機能を強化するため、ボランティアグループや個人ボランティアの発掘や養成を行い、ボランティアコーディネーター数の増加を図ります。150件以上のコーディネート数を目標に活動を進めていきます。

## (2) 災害ボランティアセンター設置訓練

防災ボランティア養成講座と連動しながら、参加数の増加を図ります。

また、荒尾市においては災害ボランティアセンターを設置する場所が決まっていますが、荒尾市と協議をして災害が発生した場合も迅速に対応できる体制を整えます。

## (3) ボランティア養成講座の実施

地域住民のボランティア啓発と活動推進を目的として、ボランティア養成講座を実施します。また、ボランティア活動を行う人材に対して情報提供や意見交流、育成も行います。

○手話、点字、朗読ボランティア養成講座

各講座とも3名以上の参加を目標にします。

○防災ボランティア養成講座

本年度については防災ボランティア登録数の増加を目標に事業を強化します。防災ボランティアの登録数が荒尾市地域福祉計画、地域福祉活動計画の評価指標となっているため、積極的に登録を進め、本年度の目標としては防災ボランティアの登録数を10名にします。

また、本講座の受講を契機に設立された「あらお防災人の会」と連携しながら、講座を実施して、住民への防災意識の啓発を進めるとともにボランティアを養成していきます。

## (4) 生活支援ボランティア事業（住民参加型在宅福祉サービス）

○生活支援ボランティアの斡旋

昨年度は依頼数が80件を超え、着実に伸びてはいますが、まだ、周知が不足していることから、本年度については全戸配布のチラシを作成し、年に2回配布を行って、周知の徹底を図ります。

また、「生活支援ボランティアの日」を実施して啓発を図り、最終的には100件以上の対応回数を目指します。

○生活支援ボランティア養成講座

今年で4回目を迎え、回を重ねるごとに受講者数が減少しているため、講座の実施方法を見直す時期にきています。本年度は出前講座など新たな実施方法を検討して、受講者の増加と、併せてボランティア登録の増加を目指します。

#### ○生活支援ボランティアフォローアップ講座

現在、約60名に登録いただいている生活支援ボランティアを対象にフォローアップ講座を実施します。本年度は実施回数を2回以上に増やし、活動回数が少ないボランティアに対してもフォローを図り、モチベーションの維持、向上に努めます。

### (5) ワークキャンプの開催・学校における福祉教育の支援

市内の小中高生を対象に福祉体験学習を通して、福祉への意識向上および啓発を目指します。

#### ○福祉体験学習の支援

本年度は3校以上での実施を目標とし、次世代の福祉への関心を育成します。

#### ○ゲストティーチャーの派遣、発掘

近隣市町村のスクールコーディネーターと連携を図りながら3校以上への派遣を目指します。

#### ○ワークキャンプ事業の実施

例年、サロン等の地域活動、老人施設や障害福祉サービス事業所での体験学習を行っていましたが、本年度は、買い物ツアー等ささえあい活動の体験や防災ボランティアの学習など新たなメニューを追加します。市内中学高校を対象に全校からの参加を目指します。

#### ○体験学習用備品の貸出

市内の学校やスクールコーディネーターへの周知を行い、貸し出し回数の増加を目指します。

### (6) ボランティア連絡協議会活動支援と事務局運営

荒尾市ボランティア連絡協議会（ボラ連）の事務局運営を行います。本年度は引き続き、新たなボランティアグループの加入に向けた取り組みと働きかけを行います。

### (7) ボランティア活動保険窓口業務

本年度はボランティアだけでなく、ささえあい活動推進地区実施団体へ周知を行い、安心して活動ができるよう啓発活動を行います。

## ◆総合生活支援サービス

### (1) 成年後見制度 法人後見事業

本年度にセンター化を図り、成年後見制度の更なる推進を図っていきます。まずはセンターの設立と中核機関の受託に向けた準備を整えます。本年度は市民後見の養成講座、住民に対する成年後見制度周知啓発事業を実施する予定にしています。

さらに、受任活動についても積極的にすすめ、現在の4件からの増加を図ります。地域福祉活動計画の進捗状況を確認する評価指標にも設定されていることから毎年2件以上の受任を目指します。

### (2) 地域福祉権利擁護事業

現在26名の契約を行い、日々の生活支援を行っています。非常にニーズが高い事業で現在も契約待ちが生じている状態です。本年度は生活支援員の増員・育成を行い、新規契約の増加、契約待ちの解消を図ります。また、法人後見事業と連携しセンター化を図り、地域ニーズの充足を目指します。

### (3) フードバンク事業の実施

昨年度においては新たに取組みを開始された子どもサロン・子ども食堂に食材の提供を行いました。本年度は近隣市町村のフードバンクと連携を図りながら食材の確保、提供先の開拓を進めます。

### (4) 生活困窮者食事支援事業（新規）

経済的に困窮し、当面の食事の確保が困難な方に対し、ふれあい福祉センターで調理した食事を提供する事業を開始します。本年度に要綱を整備し、社協で実施する貸付事業や荒尾市が実施する生活相談支援センターと連携を図りながら事業を進めていきます。

### (5) 子ども食堂の実施のための調査・検討

昨年度はささえあい活動の「子どもサロン」の枠組みのなかで2地区が子ども食堂を実施しました。本年度は引き続き、ささえあい活動として行政区単位での事業展開に加え、地区協議会等の校区単位への働きかけを行い、実施に向けた準備・啓発を行っていきます。

### (6) 福祉資金、生活福祉資金の貸付

#### ○生活福祉資金

県社協の受託事業として相談業務を適切に行い、利用者の支援を行います。また、フードバンク事業、生活資金の貸付など社協の他の事業との連携を図りながら利用者支援の充実に努めます。

## ○生活資金

生活福祉資金と同様にこの事業についてもフードバンク事業など社協の他の事業との連携を図りながら、資金面だけでない支援の充実を図ります。

## (7) 心配ごと相談事業

1回につき3件、年間36件の相談を司法書士会に依頼していますが、相談件数が全相談枠の3分の1程度と利用が低迷しています。

本年度は全相談枠の半数である18件の相談数を目指します。そこから、社協で実施する貸付、成年後見、権利擁護事業、フードバンクなど他の事業と連携を図りながら必要な支援につなげていきます。

## (8) 高齢者、障がい者訪問美容サービス

昨年度も多くの方に利用いただきましたが、利用者のほとんどが施設からの依頼であったため、本年度は地域住民からの依頼を増加させることを目標に、ケアプラン会議や地域ケア会議等に出向いたときにケアマネージャーなどに周知を図り、地域住民からの利用増加を目指します。

## (9) 行事用備品の貸出、印刷機の開放

年間の利用件数も増加しており、地域と社協をつなぐ事業の一つとして、地域福祉活動の推進に貢献しています。

## (10) 車いすの貸与

一時的な貸与のニーズに対応できるよう、車いすを確保して対応をしています。本年度も前年同等の利用者数を見込んでいます。

## ◆ヘルパーステーション事業

### (1) 訪問介護事業

#### ○訪問介護

30年度はヘルパー不足、利用者の入院・入所等により目標を達成できていませんが、利用者が入院・入所に至らないよう支援していきます。目標は月の利用時間数が770時間に達するようにします。

#### ○訪問介護自費サービス

介護保険を使えない方を対象に身体介護・家事支援等のサービスを提供します。現在、3名の利用ですが、現状維持に努めます。

#### ○訪問型サービス A（総合事業）

利用者の能力に応じて訪問介護サービスに定められている生活援助のサービスを提供し、自立支援を促します。現在は21名の方が利用されています。今後もサービスの質の向上に努めます。

#### （2）居宅介護支援事業

現在、ケアマネジャー2名体制で家族や施設・病院などからの相談を受けています。数値的目標としては介護保険・介護予防含めて80件以上を目標にしています。本年度、ケアマネジャーを1名採用し、特定事業所加算を取得し、積極的な経営に努めます。

#### （3）訪問入浴介護事業、移動入浴（地域生活支援事業）

介護認定を受けた方を対象に移動入浴車で利用者宅を訪問し、三人体制で自宅での入浴サービスを提供します。新規利用者の獲得に努め、月80件を目標とします。

#### （4）障がい者居宅介護事業

今まで以上に居宅介護支援事業所や病院等への営業活動に力を入れ、新規の獲得に努めていきます。目標は利用時間数を月420時間に設定します。

#### （5）障がい者重度訪問介護事業

現在は1名だけの利用ですが、引き続き、利用していただけるようサービス内容の充実に努めます。

#### （6）障がい者同行援護事業

有資格者が増えたことにより、研修や指導を強化しサービスの向上に努めます。現在、スタッフが女性のみのため、男性スタッフの資格取得をめざし、多様なニーズに応えられるよう努めます。

#### （7）移送支援

現在、利用者は1名ですが、利用者より要望が上がってきた場合は確実なサービスの提供に努めます。

### ◆法人運営事業

#### （1）香典返し寄付及び一般寄付、社協会費

寄付、社協会費ともに減少傾向にあり、社協の運営に影響が出ています。寄附の増加に向けた取り組みは大きな課題と捉え、本年度も新たな寄附のあり方などの検

討を引き続き行います。

## (2) 共同募金

本年度は配分委員会の運用に向けた、準備を整えます。さらに年々減少している募金額についても地域での説明の機会を増やすなどして、募金額の増額を目指します。

## 2. 地域交流拠点（あおば）

### (1) 通所介護等事業

#### ○地域密着型通所介護事業

基本的な生活習慣の低下防止に力を入れ、日々の利用者の動きをじっくりと観察し、一人一人に合った計画作成と目標を達成し、月延べ利用数110人を目指して事業を推進していきます。

#### ○通所型サービス A（総合事業）

昨年度後半に1名の利用がありましたが、提供できるサービス内容や提供時間を見直しながら、一人一人のニーズに答えられるように対応し、3名の利用を目指します。要介護者になっても安心して通い続けられるよう、通所介護事業と連携し交流の場を設けていきます。

#### ○認知症カフェ

本年6月で開所二年目となります。毎週水曜日開催（月4回）を定着させ、魅力あるプログラムを提供し、参加人数15名を目指し活動していきます。

### (2) 放課後児童対策事業

#### ○学童保育事業（一時保育含む）

放課後や長期休暇期間中の児童が、安全に過ごせるよう生活の場を提供します。また、長期休暇間の利用は細かなニーズに合わせて対応していきます。

本年度も障害児受入推進事業補助金を受け、特別な配慮が必要な児童の支援に努めます。

### 3. ふれあい福祉センター拠点

#### (1) 食の自立支援事業

バランスのとれた食事(昼食及び夕食)を提供すると共に安否確認を行います。訪問する事により、利用者の健康状態や安否確認、見守りを行い緊急時には関係機関との連携を図り対応します。

また、食の自立支援事業修了者を訪問調査し、直近の状況把握及び必要なサービス・関係機関の紹介を行います。熱中症や食中毒の注意喚起、地域のサロンや行事案内を年4回以上チラシ等で情報提供を行います。

#### (2) 生活介護事業

各利用者と職員を個別担当という形で繋げ、一人ひとりの利用者に最適なプランや支援を提供できるよう取り組みます。併せて、個別の要望や提案に対応できるよう、職員の知識や技術の向上のための研修やケース検討会を月1回行います。

生産活動として、軽作業に取り組みます。社会参加のきっかけとなること、やりがいや喜びを感じてもらえる活動となることを目指します。地域活動支援センターとも共同で行います。

#### (3) 地域活動支援センター

障がい者が、障害の程度にかかわらず気軽に利用できる日中活動の場を提供します。今年度は、在籍利用者の利用日数の増加と新規利用者の受け入れ体制を整え、月次1日平均利用者3名を目標とします。

#### (4) 障がい児通所支援

本年度以降は、早期療育に取り組みます。現在、のべ利用者数に占める幼児の割合は約3割ですが、本年度はその割合を4割強に高めます。

直接支援以外の業務の効率化を図り、保護者支援(定期面談、相談)、連携支援(保育園、幼稚園、学校訪問)の強化を図ります。

#### (5) 相談支援事業

利用者の希望する生活を目標にして、安心安全に暮らしていけるよう、自宅やサービス事業所を訪問し利用計画を作成します。

制度の改正により基本報酬が下がるため、今年度も継続して利用者の自宅やサービス事業所を訪問し、状況を把握するモニタリング加算を取得します。

## 4. 潮湯拠点

### (1) 潮湯の運営

施設の老朽化が著しいため、荒尾市と連携を図りながら適正な運営に努めます。

## 5. 売店拠点

### (1) 市民病院内売店の経営

新しい市民病院建設に伴い、本年度は売店事業の方向性を検討します。売り上げについては本部会計に繰り入れをすることができるよう営業努力を重ねます。